

別記様式第2号(第6条第2項関係)

共同研究契約書(標準)

国立大学法人広島大学(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、次の各条によって共同研究契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。

(定義)

第1条 本契約書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された次条に規定する共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

(2) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利(以下「ノウハウの使用権」という。)

(3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

(4) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(5) 「研究担当者」とは、共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第2項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約

の別表第1及び本契約第4条第2項記載以外の者であって次条に規定する共同研究に協力する者をいう。

(共同研究の題目等)

第2条 甲及び乙は、次の共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

(1) 研究題目

(2) 研究目的及び内容

(3) 研究分担(別表第1のとおり)

(4) 研究実施場所

甲 国立大学法人広島大学〇〇

乙 〇〇

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、契約締結日(又は令和〇年〇月〇日)から令和〇年〇月〇日までとする。

(共同研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

2 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

(実績報告書の作成)

第5条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から30日以内に取りまとめるものとする。

(ノウハウの指定)

第6条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究経費の負担)

第7条 乙は、別表第2に掲げる研究経費を負担するものとする。

(研究経費の納付)

第8条 乙は、別表第2に掲げる研究経費を甲の発する請求書により、請求書に記載された納付期限(又は令和〇年〇月〇日)までに甲の指定する銀行口座へ振り込まなければならない。

2 甲の指定する銀行口座への入金等に係る手数料は、乙の負担とする。

3 乙は所定の納付期限までに第1項の研究経費を納付しないときは、甲の定めるところにより、延滞金を納付しなければならない。

※で示す注釈等は指定が無い限り製本時削除。

- ※ 納付期限を「令和〇年〇月〇日」と特定しない場合、納付期限は請求書の発行日から20日後になります。
- ※ 延滞金は、甲の定めるところにより、納付期限の翌日から納付日までの日数に応じて年5%の割合で計算した金額となります。ただし、計算した延滞金の額が百円未満であるときは、請求を行わないものとします。また、計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。
- ※ やむを得ない理由があり、一括で全額納付できない場合であっても、乙が納付することが確実である場合は、分割払いも可能です。その場合には、例えば「研究経費を甲の発する請求書により、令和〇年〇月〇日までに〇〇〇円を、令和〇年〇月〇日までに残りの〇〇〇円を納付しなければならない。なお、乙が納付の義務を怠った場合には、甲は研究経費の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。」等の条文を加えるものとします。

(経理)

第9条 研究経費の経理は、甲が行う。

2 乙は、この契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第10条 別表第2に掲げる研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(設備の提供等)

第11条 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第3に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、甲乙共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時までの間、善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

2 前項に規定する設備の搬入、据付け及びメンテナンスに要する経費は、乙の負担とする。

3 甲又は乙は、相手の施設における本共同研究の用に供する設備を相手の同意を得て使用することができるものとする。この場合における使用料は無料とする。

(中止又は期間の延長)

第12条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は、その責を負わないものとする。

(完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第8条の規定により納付された研究経費(当該年までの外部機関共同研究員の研究料を除く。)の額に不用が生じた場合は、乙は、甲に不用となった額の返還を請求できる。

2 甲は、乙からの返還請求があった場合は、これに応じなければならない。

3 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第11条第1項の規定により乙から

設備を受け入れている場合においては、その設備を研究の完了又は中止の時点の状態  
乙に返還するものとする。この場合において、当該設備の撤去及び搬出に要する経費は、  
乙の負担とする。

(知的財産権の出願等)

第14条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に  
その旨を通知し、その後の取扱いについて協議するものとする。

2 甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する研究担当者が単独で発明等を行ったときは、単  
独所有とし、単独で出願等の手続きを行うものとするが、当該発明等に係る知的財産権  
(著作権及びノウハウの使用権を除く。)の出願等の前にあらかじめ相手に単独の発明で  
あることの確認を得るものとする。この場合、出願手続及び権利保全に要する費用は、  
出願等を行おうとする者が負担するものとする。

3 甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同  
して発明等を行い、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権(著  
作権及びノウハウの使用権を除く。以下「共有の知的財産権」という。)に係る甲及び乙  
の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願  
等を行うものとする。

4 前項において、当該発明等に係る出願等を行う権利を、甲が甲に属する研究担当者へ返  
還した場合は、乙は、当該出願について、別途当該研究担当者と協議するものとする。

(外国出願)

第15条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権(著作権及びノウハウの使  
用権を除く。)の出願、権利保全(以下「外国出願」という。)についても適用する。

2 甲及び乙は、外国出願を行うに当たっては、双方協議の上行うものとする。

(甲単独の知的財産権の乙による実施)

第16条 甲は、第14条第2項の規定に基づく甲単独の知的財産権について、乙から実施した  
い旨の通知があり、甲及び乙が協議の上、実施の内容及び実施料等の条件について合意  
に至ったときは、別途実施許諾契約を締結した上で実施許諾するものとする。

(甲単独の知的財産権の乙に対する譲渡)

第17条 甲単独の知的財産権について、甲から譲渡したい、あるいは乙から譲渡を受けたい  
旨の通知があり、甲乙協議を行いその条件等について合意に至ったときは、別途譲渡  
契約を締結し、有償で譲渡するものとする。

(実施がない場合の取扱い)

第18条 甲は、甲単独の知的財産権について、第16条の規定に基づき乙に対して実施許諾  
をした後、3年間を経過しても正当な理由なくこれを実施しないときは、事前に乙の意見  
を聴取した上で、乙以外の者に対する実施許諾又は乙に対する実施許諾契約の解約をす  
ることができるものとする。

2 前項の規定は、乙が、共有の知的財産権について、3年間を経過しても正当な理由なく  
これを実施しないときについても準用する。

(共有の知的財産権についての実施許諾等)

第19条 甲及び乙は、共有の知的財産権の取扱いについて、協議の上、共同出願等契約に  
おいて、次のいずれを適用するかを定めるものとする。

(1) 乙による独占的实施

乙は、共有の知的財産権を独占的に実施することができる。この場合、乙は当該実施契約で定める実施料を甲に支払う。出願、権利化及び権利保全の費用は乙の負担とする。

(2) 特定事業分野における乙による独占的实施

乙は、共有の知的財産権を、甲乙が協議の上設定した事業分野、地域、あるいは時期（以下「設定事業分野等」という。）において、独占的に実施することができる。この場合、乙は甲に対して当該実施契約で定める実施料を支払う。また、甲及び乙は第三者に当該知的財産権について通常実施権を許諾することができる。但し、甲による実施権許諾は、当該設定事業分野等であってはならず、乙に対し、事前に文書をもって許諾条件等を開示し同意を求めるものとし、乙は正当な理由なくこれを拒否してはならない。出願、権利化及び権利保全の費用は原則乙の負担とする。

(3) 乙による非独占的な実施

乙は、共有の知的財産権を非独占的に実施することができる。乙の実施に伴う甲に対する実施料については甲乙の協議により定める。また、甲及び乙は第三者に当該知的財産権について通常実施権等を許諾することができる。但し、甲が実施権等を許諾するときは、乙に対し、事前に文書をもって許諾条件等を開示し同意を求めるものとし、乙は正当な理由なくこれを拒否してはならない。出願及び権利保全の費用負担は、甲乙の協議により決定する。

(4) 甲の持ち分を乙へ譲渡

甲は、共有の知的財産権の甲の持分を、乙に有償で譲渡する。

- 2 甲及び乙が共有の知的財産権を第三者に実施許諾した場合の実施料は、当該本知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分されるものとする。
- 3 本契約に規定していない実施等に関する条件は、別途実施契約で定める。

(情報交換)

第20条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報及び資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

- 2 提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後、相手方に返還するものとする。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より秘密である旨を明示して開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報(以下「秘密情報」という。)について、本共同研究の研究担当者及び必要最小限の自己の関係者(以下「本研究関係者」という。)以外に開示及び漏洩してはならない。また、甲及び乙は、本研究関係者がその所属を離れた後も含め、秘密情報の秘密を保持する義務を当該本研究関係者に対し負わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
  - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
  - (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
  - (7) 法令により開示が義務付けられているもの
- 2 甲及び乙は、前項本文に規定する秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。
  - 3 前二項の有効期間は、第3条に定める本共同研究開始の日から研究完了の翌日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の取扱い)

第22条 甲及び乙は、本共同研究によって得られた研究成果について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表又は公開すること(以下「研究成果の公表等」という。)ができるものとする。ただし、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

- 2 前項の場合、研究成果の公表等を行おうとする甲又は乙(以下「公表希望当事者」という。)は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による同意を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 前項の通知を受けた相手方は、当該通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは、当該通知受理後14日以内に開示、発表又は公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 第二項の通知しなければならない期間は、本共同研究開始の日から、完了後2年を経過する日までの間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第23条 甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙(以下「当該当事者」という。)は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。
- 4 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第14条の規定を準用するもの

とする。

(契約の解除等)

第24条 甲は、乙が第8条に規定する研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは、本契約を解約することができるものとする。

(1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(2) 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第25条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(相手先名前の使用)

第26条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意がなければ、相手方の名称又は相手方の研究担当者の名前を広告物又は宣伝物に使用してはならない。但し、当該名称あるいは名前の特定又は本契約の条件の開示が適用法令又は規則により要求される場合はこの限りでない。

2 甲及び乙は、広告物又は宣伝物への相手先の名称等の使用に当たっては、事実のみが正確に表示され、消費者等に誇大又は誤ったメッセージが伝わらないようにしなければならない。

3 甲及び乙は、出版物又は公の開示物において、科学的及び専門家としてふさわしい方法で相手方の貢献に謝辞を述べることができる。当該謝辞においては、当事者らの関係を正確かつ適切に述べるものとする。

(契約の有効期間)

第27条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第5条及び第6条、第13条から第23条まで、第25条、第26条及び第29条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続するものとする。

(協議)

第28条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第29条 本契約に関する訴えは、甲の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和〇年〇月〇日

(甲) 広島県東広島市鏡山一丁目3番2号  
国立大学法人広島大学

学 長 ○ ○ ○ ○

(乙)



別表第1

区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割
甲	※		
乙	外部機関共同研究員 (広島大学へ受入れる 研究担当者)		
	乙の施設における研究 担当者		

(注) ※印は研究代表者

別表第2(乙が負担する甲の研究経費)

研究経費	金額(円)	備考
直接経費		
間接経費		
外部機関共同研究員の研究料		444,000円×人
合計		消費税額及び地方消費税額 円を含む

別表第3(甲が乙から借り受ける設備)

品名	規格	数量

※で示す注釈等は指定が無い限り製本時削除。

※複数年度契約で研究経費を各年受け入れる場合

研究経費	金額	備考
令和〇〇年度		
直接経費		
間接経費		
外部機関共同研究員の 研究料		444,000円×人
計		消費税額及び地方消費税額 円 を含む
令和〇〇年度		
直接経費		
間接経費		
外部機関共同研究員の 研究料		444,000円×人
計		消費税額及び地方消費税額 円 を含む
合計		

※研究協力者を参加及び協力させる場合

(定義)

第1条

(5) 本契約書において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第2項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第2項記載以外の者であって本共同研究に協力する別表第4に掲げる者をいう。

別表第4 研究協力者

区分	氏名	所属等	本研究における役割
甲			
乙			